

公告 第670号

組合規約の一部変更の公告

当組合規約の一部変更申請が別紙のとおり認可されたことにより、
変更することを組合規約第50条により公告する。

平成 30年 7月 25日

フランスベッドグループ健康保険組合

理事長 池田 茂



—記—

フランスベッドグループ健康保険組合規約第15条の一部を次の
とおり、変更する。

(通常組合会)

第15条 通常組合会は、毎年2月及び7月に招集することを
常例とする。

(施行日) 平成30年8月1日より

新旧条文対照表

新(改訂後)	旧(改訂前)
(組合会) 第15条 通常組合会は、毎年2月及び <u>7月</u> に招集することを常例とする。	(組合会) 第43条 通常組合会は、毎年2月及び <u>6月</u> に招集することを常例とする。

以 上

関厚発0725 第 59号

健康保険組合規約変更認可書

フランスベッドグループ 健康保険組合

平成 30 年 7 月 12 日付フランスベッドグループ 健発第
10号で申請のあった規約の一部変更を認可す
る。

平成 30 年 7 月 25 日

関東信越厚生局長

